

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (出資団体：大山観光開発株式会社)
指 摘	大山観光開発株式会社経理規程では、貸借対照表の勘定科目の新設は稟議決裁を得て行うこととされているが、稟議決裁を行わずに車のリサイクル料の勘定科目を新設していた。また、そのリサイクル料を無形固定資産に分類していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘内容について、大山観光開発株式会社へ是正を指示した。 それを受けて、大山観光開発株式会社において、令和5年9月30日付けで稟議決裁を得て、車のリサイクル料を貸借対照表の勘定科目に新設した。 また、そのリサイクル料の分類について、大山観光開発株式会社が税理士と相談した結果、投資その他資産に分類することが適当である、との回答があり、令和5年度中間決算報告資料から投資その他資産に分類した旨の報告を受けた。